

就労支援フォーラムNIPPONフクオカ パネルディスカッション

テーマ：就労における重度障害者を定義する

2020年11月18日（水）

場所：ホテルニューオータニ博多

九州社会就労センター協議会

会長 叶 義 文

1、働くとは

- 自分の役割を持つ
- 必要とされること
- やりがい、自己実現
- 社会貢献
- 収入を得ること

※ 「重度」障害者 ⇒ 働く現場からの排除

2、障害者の就労状況

就労の種類	働き方（サービスの内容）	障がいのある人の働く人数	賃金・工賃
一般就労	<p>一般企業や公的機関（行政機関等）などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態</p> <p>※公的機関とは、国、都道府県、市町村、独立行政法人等 ※人数欄には実人員数を表記（ダブルカウント等も1名で計算）</p>	<p>民間 461,811人</p> <p>公的機関 54,032人</p>	<p>原則 最低賃金以上</p>
特例子会社 ＜雇用契約＞	親会社の実雇用率に算定できる仕組みで、障害者雇用に特別の配慮をした子会社（517社）	約37,000人	<p>原則 最低賃金以上</p>
就労継続支援事業 A型	一般企業等での就労が困難な人に、必要な公的支援のもとでの働く場（雇用契約が前提、原則最低賃金以上の賃金支給）	約71,000人	<p>原則 最低賃金以上 76,887円／月 (全国平均賃金)</p>
就労継続支援事業 B型	一般企業等での就労が困難な人に、必要な公的支援のもとでの働く場（雇用契約はなし、工賃支給）	約265,000人	<p>16,118円／月 (全国平均工賃)</p>
就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う場	約34,000人	不明
生活介護事業 (就労あり) ＜非雇用＞	<p>日常的に介護は必要な人に介護を行うとともに生産活動の機会を提供する場</p> <p>※生活介護の場合は、就労ありと就労なしの人がいる</p>	不明	不明

3、「重度」障害者とは？

(1) 身体障害といってもさまざま

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚障害
- ・ 肢体不自由（上肢・下肢 車いす、松葉杖・・・）
- ・ 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）

等々

★身体障害者手帳 1級から7級

- ⇒ 1級・2級 重度（特別障害者）
- ⇒ 3級以下 中度・軽度（一般障害者）

(2) 「労働能力評価」 について

- ◆ セルフ協でも長期にわたり検討し続けてきた
- ◆ 「重度」 ・ 「軽度」という際の基準のむずかしさ

等々

①職種による

- お菓子、パン、弁当等の製造現場
- 農業
- 印刷（パソコン、デザイン、
- クリーニング
- 電話対応
- 事務的なこと

等々

- ⇒ 複雑なことは苦手、単純な仕事はスピーディーにできる
- ⇒ 手は麻痺があり動かないけど、しゃべるのは得意

②合理的配慮 回りの環境による

- 情報提供のための手話、コミュニケーションのための配慮
- テーブルの高さ、スペース
- こだわりがあり、なかなかじっと出来ない。パニックがある。支援者の理解
- 丁寧なわかりやすい説明（図、絵・・・） 等々

(3) 仕事以外の支援

- トイレ介助、移動介助、食事介助、水分補給・・・
- じっと座って入れない、集中できない 相談、寄り添い
- パニック
- 精神的な安定

等々

4、大切にしたいこと

- (1) 働くことを希望する人が働き続けることができること
 - ・ B型の充実
- (2) 働くことをあきらめなくていい状況
 - ・ トイレ介助、移動介助、食事介助等々 ⇒ あきらめ
- (3) いきいきと働き、地域で暮らしていくことができること
 - ・ 地域であたり前に暮らしていけること

5、最後に

- 誰が「重度」で誰が「軽度」ということの定義はできない。
- 仕事の内容により変わる ⇒ 適性を探ること
- 合理的配慮があることで変わる
- 必要な支援の度合いは違う